

【新規】大規模災害対応資機材

1 現状と課題

東日本大震災後、「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会」及び「東日本大震災における津波災害に対する消防活動のあり方研究会」等において、津波災害時における消防活動の困難性が議論された。

この議論において、出動に際しては、がれき等が道路を埋め尽くすとともに浸水箇所も多かったことから、車両による現場到着に時間を要し、ボート等を活用しなければ現場に到着できない状況があった。

また、現場活動では、がれき等による障害により車両等が活用できないことから、人力による資機材の搬送やホース延長など、マンパワーに頼らざるを得なかった。

2 対応策・考え方

- 上記の検討結果を受けて、物資搬送等に活用できるアルミボート、ライフジャケット、車両が進入できない場合や長距離送水を行う場合に活用できる可搬消防ポンプ、予備のためのホース、がれきを越えてホース延長する際のホース背負器、携行が容易な小型・軽量の救助資機材など大規模災害時に活動上有効と思われる資機材を地域の実情に応じて整備することを指針に規定する。
- これら資機材は、消防の応援を受ける際にも重要な資機材となることから、応援を受けることも想定した資機材の整備という考え方を明記する。
- 都道府県においても、応援を受けることを想定した資機材の整備という考え方を明記する。

3 条文のイメージ

現 行	改正案
<p>第26条 都道府県は、林野火災、石油コンビナート災害等の広域的な災害又は大規模な災害の拡大を防止するため、防災上必要な資機材_____及び施設を地域の実情に応じて備蓄し、又は整備するとともに、市町村の求めに応じてこれらを貸与し、又は使用させること等により、市町村の消防力を補完するものとする。</p>	<p>第26条 都道府県は、林野火災、石油コンビナート災害等の広域的な災害又は大規模な災害の拡大を防止するため、防災上必要な資機材（<u>消防の応援を受けるために必要なものを</u>含む。）及び施設を地域の実情に応じて備蓄し、又は整備するとともに、市町村の求めに応じてこれらを貸与し、又は使用させること等により、市町村の消防力を補完するものとする。</p>
現 行	改正案
<p>（新規）</p>	<p>第〇〇条 市町村は、地域の実情に応じて林野火災、石油コンビナート災害等の災害又は大規模な災害に対応するため、必要な資機材（<u>消防の応援を受けるために必要なものを</u>含む。）を備蓄するものとする。</p>